

## 盛岡藩における神仏分離の展開

岩 森 讓

### 要旨

明治初年に実施された神仏分離は地域の宗教を論じる上で、重要な問題である。神仏分離令は明治新政府によって全国に布達されたとはいえ、近世期の領内宗教の形態、あるいは神仏分離政策を進める為政者の意識等によって、地域差が見られる。そこで、本稿ではこの点に着目して、盛岡藩の神仏分離の特質について考察した。

幕末維新期の盛岡藩では宗教者の多くを修験者が占め、神職は少なかった。慶応年間には、下斗米石見守を中心とした神職組織が形成されたが、各宗教組織の成熟度にも差があった。戊辰戦争中には、宗教者は藩に対して献金を行う。またこの時、修験隊が組織されるなど藩の軍事にも宗教者は積極的に協力していった。このような状況背景を持ち、盛岡藩領内における神仏分離が進められていく。

盛岡藩では戊辰戦争中に本格的に神仏分離を進めることはできなかった。戊辰戦争後、神仏分離を進める際には、近世期に国学者で藩校の教授も務めていた江刺恒久とその門人を中心とした領内神祇体制を構築していた。藩も領内宗教者も、戊辰戦争の汚名返上を目指し、藩を挙げて神仏分離を行っていった。神仏分離は明治政府の方針に沿った形で、一村一社の原則のもとに実施された。神仏分離によって僧侶・修験者の神職への転向が進むが、この時、藩は神職に転じた僧侶・修験者に、従来、別当として管理していた持宮をそのまま与え、その神主に任命していくのである。

そのため、神仏分離が僧侶・修験者の生活の基盤を直接奪うことはなく、彼らは宗教者としての職から離れずに済む状況であった。

また、尾去沢銅山を対象として、神仏分離による在地の信仰の変化について考察した。在地の人々は、明治四年段階までを見る限り、近世期と同様の信仰生活を送っており、神仏分離が在地の人々と諸寺社との関係に大きな変化を及ぼすことはなかったと考えられる。

### キーワード

盛岡藩・神仏分離・江刺恒久・在地の信仰

はじめに

- 一、幕末期の盛岡藩と宗教
- 二、神仏分離の開始と江刺恒久
- 三、神仏分離と仏教・修験道
- 四、尾去沢銅山の神仏分離と山神宮  
おわりに

## はじめに

従来、盛岡藩の宗教に関する研究は、森毅氏による修験道に関するものが中心であり、幕末維新期の宗教については研究が見られない。特に明治初年に実施された神仏分離は地域の宗教を論じる上において重要な問題であるが、自治体史においても、明治初年の神仏分離についての記述は明治新政府の出した法令により、領内僧侶・修験者が困窮することとなったということは書かれていても、神仏分離の地域的特質については述べられていない。

他の北奥諸藩（弘前藩・秋田藩）における神仏分離については、田中秀和氏の研究によって、その過程や当地域における神仏分離の意義について研究がなされている。<sup>①</sup>

神仏分離令は明治新政府によって全国に布達されたとはいえ、近世期の領内宗教の形態、あるいは神仏分離政策を進める為政者の意識等によって、地域差が見られると思われる。そこで、本稿では、この点に着目して、盛岡藩の神仏分離の特質を明らかにしたい。本稿の構成を述べておくと、主として幕末期の神職組織と、戊辰戦争期の寺社の動向に着目して、幕末維新期の盛岡藩の宗教者の活動について考察する。次に、盛岡藩の神仏分離の展開について、領内における神祇行政体制の確立過程と、盛岡藩の神仏分離がいかなる指向性に基づいて実施されたのかについて論じる。また、神仏分離の際の領内の僧侶・修験者の動向と神仏分離が彼らに与えた影響を考察する。そして、尾去沢銅山を対象として、神仏分離によって、在地における信仰がどのように変化するかを考察していく。なお、鉱山における信仰はやや特殊であり、近世以来、山神官が信仰の基盤となっていた。そのような神社が信仰のよりどころであ

った地域において、神仏分離によって廃仏的行動が見られるのか、また、僧侶・修験者との関わりはどのようなようになるのかについて考察していくこととする。

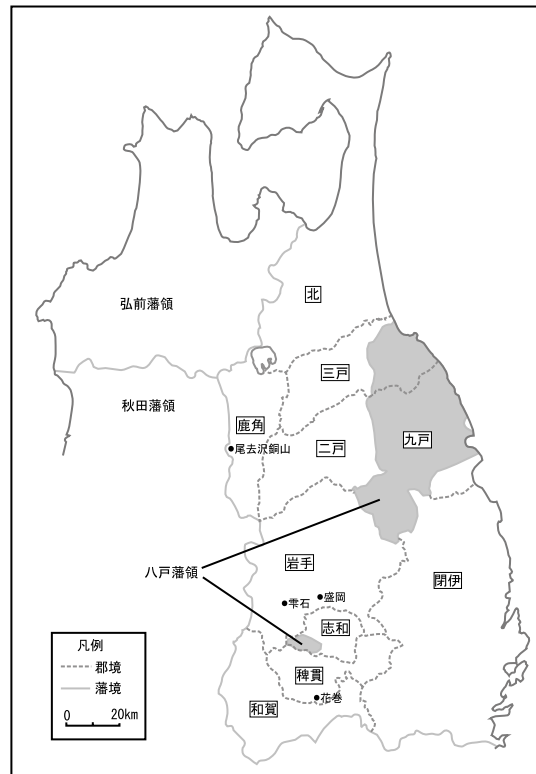
なお、本稿で用いる宗教者という用語は僧侶・修験者・神職を指し、藩によって淫祠邪教とされている宗教に属する者を含まないことを、あらかじめ述べておく。また、盛岡藩は近代に入ると、度々、各県による領域の変遷を辿ることになるが、本稿で扱う地域は近世期に盛岡藩領に属していた地域を対象としている（地図1）。

## 一、幕末期の盛岡藩と宗教

本章では、盛岡藩の神仏分離政策を検討していく前提として、幕末期の盛岡藩領内の神職組織、戊辰戦争（東北戦争）期の領内宗教者の動向について考察する。

まず、盛岡藩の宗教者の数について述べておくと、近世を通して、領内の宗教者で多数を占めたのが修験者であり、盛岡藩では神職の数は少なかった。そして、在地の神社の多くは修験者や僧侶が別当として管理していた。<sup>②</sup>

近世中・後期以降、全国的に神職の官職上京（京都の吉田家・白川家に赴き、官職・受領名を貰い、専業の神職となること）による専業化が進んでいたが、盛岡藩においても近世後期以降、神職の官職上京により、専業化が進んでいた。この背景には神職意識の高揚があり、また、藩政内、あるいは在地における自らの権威を高めようとする意図があった。また、近世後期になると、対外危機を契機とする国家的な危機意識のも



地図1 近世盛岡藩領・郡名図

(『青森県史』資料編 近世4 青森県 2003年 収載地図をもとに作成)

とで、藩は宗教者を積極的に藩政に取り込もうとする。そして、近世後期から幕末にかけて、宗教者を藩政に組み込んでいく動きが見られる。それは具体的には書上を通しての寺社の把握という形で行われた。

ただし、この時期の盛岡藩では神職組織は整備されていなかった。だが、幕末になると、神職の組織化が藩によって進められる。藩は慶応元年(一八六五)年十二月二十九日に、下斗米石見守を神職惣司に任命している。

一、 下斗米石見守

御領分ニ罷在候白川伯爵御門下神職触頭私<sup>江</sup>御頼被成度ニ付、表向被仰越候ても御請難相成筋有之候ては御不都合ニ付、内々承候様被仰付候段、関東出張御役所古川美濃守より申来候、依之、不苦旨御挨拶仕可然哉之旨伺出、伺之通寺社奉行<sup>江</sup>申渡之、

一、〈継上下〉 下斗米石見守

代々神職惣司被仰付、於席申渡之、

これは領内の白川家門下の神職触頭を頼まれたことを受けたもので、下斗米石見守を頂点とした領内神職の組織が新たに形成されたものと考えられる。この下斗米石見守は岩手郡東中野村の光考社の神主であり、神祇伯家である白川家の門人であった。<sup>7)</sup> 盛岡藩の白川家門人は『白川家門人帳』に四十七人の名が見られる。<sup>8)</sup> 盛岡藩では下斗米石見守を頂点とした神職組織の形成を始めたのである。

また、『覚書』慶応二(一八六六)年三月二十四日条には、

一、下斗米石見守伺、左之通、

此度私儀代々神職惣司被仰付候ニ付ては、向後心得向左ニ奉伺候、

一、在々神職共支配仕候儀ニ可有御座哉、

附札 伺之通、

一、諸伺・諸願・諸御届向等、都て私にて取次遂吟味候上、末書仕差上候儀ニ可有御座哉、

附札 伺之通、

一、諸御沙汰向私<sup>江</sup>御達、私にて支配之者<sup>江</sup>申達候儀と相心得可然哉、

一、入門并官位又は為職用上京等致度者有之節、以来私より向々<sup>江</sup>添翰差出候ては如何可有御座哉、

(中略)

附札 是迄之通、寺社奉行より申遣候事、

(後略)<sup>9</sup>

とあり、下斗米石見守による「在々神職共支配」が認められ、「諸伺・諸願・諸御届向等」を下斗米石見守が吟味し「末書」を差し上げることとなった。こうして、彼を頂点にした神職組織が藩により認められる。ただし、神職の官職上京については、従来通り寺社奉行の許可が必要とされている。下斗米石見守は慶応三(一八六七)年に上京し、白川家から神祭式・神饌式などの相伝を受けており、白川家との結びつきを更に強めている<sup>10</sup>。

この時期、修験者も官位昇進のため、本山に登るといことが見られる。次の史料は、下厨川村阿弥陀別当の明学坊が継目御礼・官位昇進のために本山に登ることを願い出たものである。

一、下厨川村阿弥陀別当 明学坊

此度、京都本<sup>江</sup>山為継目御礼・官位昇進罷登申度、依之、当月上旬より十一月迄、御暇被下置度段、自光坊末書を以申出、願之通寺社奉行<sup>江</sup>申渡之<sup>11</sup>、

このように、宗教者は官職上京等を通じて、本山との結びつきを強め、

領内における権威を強化していくのである。

慶応四(明治元、一八六八)年、戊辰戦争が始まると、盛岡藩は幕府側に付き、新政府軍と戦っている。この時、宗教者もまた藩の財政・軍事等に関与していくこととなる。明治元年五月十二日には、

一、金五両 雫石年行事 円蔵院

会津御征伐応援被為蒙仰、追々御人数御出勢、御勝手向御難洪趣奉恐察、依之、右之通献納仕度段申出、願之通寺社奉行<sup>江</sup>申渡之<sup>12</sup>、

と、会津における戊辰戦争に際し、「追々御人数御出勢、御勝手向御難洪趣奉恐察」として、雫石年行事の円蔵院から藩に対し金五両が献上されている。この他、岩鷲山別当大蔵院など、領内寺社から藩に対して度々、献金を行っている<sup>13</sup>。

また、自光坊は会津征伐に配下の修験者を派遣することを願い出ている。これによって、修験者は盛岡藩の軍事の一端も担うことになる。以下にその経緯をたどっていききたい。

一、自光坊口上書願、左之通、

此度、会津御征伐応援被為蒙仰、追々御人数御繰出に付ては、御勝手向御難洪之趣奉恐察候、随て献納金仕度色々取尽候得共都合二も至兼、実以残念至極奉存候、然処、尔今、御人数御組立も被為有、在御給人等御呼出、御遣方被遊候哉奉承知候、依之、聊之人数二は御座候得共、拙寺配下之二・三男四拾人程、此御元<sup>江</sup>呼出、拙寺物入を以、逗留中之義は養育仕置可申候間、相応之御遣方被仰付下置候ハ、早速夫々<sup>江</sup>致僧立遣、為相詰申度奉存候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、此旨御序之節、宜被仰上被下度奉頼候、以上、

閏四月十三日

自光坊

尾崎富衛殿

伊東吉代見殿

附札 願之趣深切ニは候得共、難被仰付、此節、銃隊御組立ニ付

ては、二・三男ニ不限、附弟共・壮年之者、御用ニ入候間、人数

相撰、猶可申出事、

右、寺社奉行<sup>江</sup>申渡、<sup>14</sup>

まず、明治元年閏四月二十七日に自光坊から、会津征伐に際し、配下の修験者を派遣させたい、については、城下に逗留中の諸費用は自光坊が自分物入をもって賄うと願ひ出たが、藩はこれを聞き届けなかった。しかし、このたび銃隊を組織するにあたり、附弟・壮年の者から適した人物を選抜するように命じている。

同年閏四月二十九日には、

一、 自光坊

会津御征伐応援被為蒙仰、追々御人数御出勢ニ相成、御勝手向御難洪之趣奉恐察候、献金仕度候得共、金配行届兼候付、配下寺院二・三男四拾人程、拙僧物入を以、御城下逗留中養育仕、御用儀相勤申度旨願上候処、願之趣難被仰付、二・三男ニ不限、附弟共御用ニ入候間、壮年之者相撰可申出旨、被仰出奉畏候、依之、献金不仕候も残念奉存候間、金式拾両献納仕度、御用途<sup>江</sup>御加被下置度段申出、願之通寺社奉行<sup>江</sup>申渡之、<sup>15</sup>

と、ここでは先の願ひが受け入れられなかったため、自光坊は再び献金を行っている。自光坊が積極的に戊辰戦争における軍事に関わっている様子が窺われる。また、その後、明治元年五月十六日には、先に命じられた銃隊組立について自光坊から伺書が出された。

一、自光坊伺書、左之通

此度銃隊組立ニ付、当時支配寺院、二・三男ニ不限、附弟共御用ニ入候間、人分相撰可申上旨被仰出奉畏候、右に付左之通奉伺候、

(中略)

一、附弟・二・三男共、諸士同様御取扱可被下置哉、尤、忠勤御座候者は別段格別御取立可被下置哉、奉伺候、

附札 修検隊<sup>ヲ</sup>は別段御組立之事故、身分之儀、諸士同様と可応ニ

難被及御沙汰候、

(後略)<sup>16</sup>

ここでは、銃隊に集められた修験者が「諸士同様」の取り扱いとなるか尋ねたところ、藩からは「諸士同様」の扱いは認められないと回答があった。その理由として、修験隊は「別段御組立之事故」ということをあげている。藩は、あくまで修験隊は臨時に組織したものであるという認識であった。

そして、修験隊の組織が進められ、明治元年七月二十八日には、

一、同伺、左之通、

自光坊配下之内、士道心懸有之者書上候ニ付、四拾才已下之者、不取敢銃隊稽古被仰付、在々之者は自光坊学寮<sup>江</sup>差置、当分之内御賄被下置、追々修行之上、格・体御直シ、御擬等之儀御定被成如何可有御座哉、此段相談之趣奉伺候、以上、

七月 御警備御用懸り御用人  
表御目付  
御目付

右、伺之通附札にて申渡之、<sup>17</sup>

と、自光坊の配下の内から選ばれた者が、銃隊稽古を命じられた。ただし、ここで集められた修験者(修験隊)が実際に戊辰戦争の戦闘に参

加したかどうかは史料の制約上、明らかにしえない。

なお、弘前藩では、社家隊・修験隊が組織されている<sup>18)</sup>。盛岡藩では、社家隊は組織されなかったが、これは幕末に至っても神職組織が完全に整備されず、また、盛岡藩領には神職の数が少なかったことが理由と考えられる。盛岡藩では、最初は自光坊からの願いを聞き届けなかったことから、修験者を軍事力としては期待していなかったようであり、弘前藩と同様、實際上、宗教者による軍隊はあくまで補助的なものとして考えられていたようである。

神職組織については、盛岡藩が戊辰戦争で敗れた後の、明治二（一八六九）年正月段階においても、神職組織は下斗米石見守を中心としたものであった<sup>19)</sup>。ただし、この後、盛岡藩において神道国教化政策を進めていく主体となるのは国学者であり、藩校作人館の国学教授も務めた江刺恒久である。

また、戊辰戦争期、近世の寺社の役であった祈禱については、『覚書』

一、 永福寺

自光坊

大勝寺

止雨并五穀成就之御祈禱、一夜二日被仰付、寺社奉行<sup>21)</sup>申渡之、

と、永福寺・自光坊・大勝寺に「止雨并五穀成就」の祈禱を命じた記録が一例見られるのみであるが、隣接する弘前藩同様に、この時期には領内諸寺社で戦勝祈願等の祈禱が実施されたものと思われる。

慶応四（明治元）年三月に明治政府から神仏分離令が出されている。盛岡藩においても明治元年九月から神仏分離が開始されている。ただし、この時期は戊辰戦争中であり、領内ではいまだ修験者・僧侶が別当とし

て神社を管理する体制は存続しており、領内で本格的に神仏分離が開始されるのは盛岡藩が戊辰戦争で敗れた後となる。

盛岡藩では領内における宗教組織の整備が進められ、同時に、宗教者も領内における地位を高めるため本山との結びつきを強めていた。戊辰戦争が始まると、宗教者は藩に対して献金を行い、さらに自光坊は軍事力として、配下修験者の派遣を願うなど、軍事に積極的に協力していった。この修験者の軍事編成は自光坊の支配力を強めることとなったと思われる。

田中秀和氏が、弘前藩の社家隊・修験隊の考察の中で、「藩の期待する寺社の役務は、平時においては祈禱が中心とされるが、藩の存亡を脅かす直接的な軍事的脅威にたいしては、それは直接藩の軍事力の一端を担うことと変わる」ということを指摘している<sup>22)</sup>が、盛岡藩においても、このことが同様に見られるのである。ただし、盛岡藩では修験隊は組織されたが、神職は、幕末に至って新たに組織が整備されはじめたばかりであるため、軍事力として編成されるには至らなかった。

明治元年段階で盛岡藩において神仏分離が本格的に進められなかった理由としては、戊辰戦争中、盛岡藩が幕府側についていたこともあるが、この戦闘中、修験隊が組織され藩の軍事組織の一端を担っており、神仏分離を徹底することは、その際に作られた修験隊（修験）にも多大な影響を与えることになったためである。つまりこの時期に神仏分離を実施することは、すでに成熟していた領内の修験組織など、領内宗教組織を破壊することにもつながったためと考えられる。そしてそのために、支配体制が整っており、補助的ではあるが軍事力として期待しうる修験に対し、藩は明治初年の戊辰戦争期に神仏分離を強力に推し進めることが出来なかったのではないかと考えられる。

## 二、神仏分離の開始と江刺恒久

本章では、盛岡藩における神仏分離の実施に際して、主導的役割を担った江刺恒久に着目して、盛岡藩の神仏分離の特徴を考察していく。

盛岡藩の神仏分離は江刺恒久（文政九（一八二六）年～明治三十三（一九〇〇）年）とその門人が中心となって実施された。江刺恒久は平田篤胤の没後門人である。ただし、盛岡藩の神仏分離では薩摩藩などのように平田門人が主導して実施されたような激しい廃仏毀釈や極端な廃仏思想は見られない。

盛岡藩では神仏分離を実施するにあたり、江刺恒久を中心とした体制作りを行う。まずは、神仏分離の過程と体制作りについて見ていくこととする。

新政府によって出された神仏分離令を受けて、盛岡藩が領内において神仏分離をはじめたのは明治元（一八六八）年九月である。

一、友弥二男 一条末治

先達て無調法之儀有之、人元<sup>江</sup>御預ヶ逼塞被仰付置候処、八幡宮御祭事に付、為功德被成御免、

（中略）

右、何も寺社町奉行・御目付<sup>江</sup>申渡之、

但、法輪院役僧呼上為相心得候様、寺社奉行<sup>江</sup>申渡之、尤、是迄八幡大菩薩御祭事二付と相認来候処、此度大政御一新二付、石清水・宇佐・箱崎等、八幡大神、大菩薩号称被止候旨被仰出候付、寺社奉行を以、法輪院<sup>江</sup>唱方為相尋候処、八幡宮と奉称候段申出、本文之通、以来相認候也、<sup>23</sup>

引用箇所から、神仏分離によって八幡大神を菩薩と称することが禁止

されたことを受けて、これまで「八幡大菩薩御祭事」と称していたが、「八幡宮御祭事」と変更されたことが分かる。ただし、この時行われたのは称号の変更のみである。なお、盛岡藩は明治元年九月二十五日には戊辰戦争に敗れ、新政府軍に降伏しており、実際に宗教者や寺社に対する本格的な神仏分離が開始されるのは翌明治二年に入ってからとなる。

明治二（一八六九）年以降、別当・社僧の禁止により、領内の僧侶・修験者の多くが神職に転じていくこととなる。

一、此度王政御一新二付、諸国大小神社におゐて、神領混淆之儀は御廃止ニ相成候二付、正一位岩鷲山大権現之儀は、本地弥陀薬師観音奉勧請候処、以来正一位岩手山神社と相改、祭神之儀は日本武命・大己貴命・稻耜魂命、右三神合祭ニ奉勧請候段、別当自光坊・大勝寺・円蔵院・大蔵院届出候段、寺社奉行申出之、

一、大勝寺願二通、左之通、

此度王政御一新二付、諸国大小神社におゐて、神領混淆之儀は御廃止ニ相成候二付、別当・社僧之輩は、還俗之上、神主・社人等之称号ニ相転、神道を以勤仕可致旨御布告二付、拙僧儀還俗之上、神道を以勤仕、神主之称号ニ相転、栗谷川対馬と性名相名乗申度奉存候、尤、性之儀ハ栗谷川覚蔵、先祖より由緒も御座候付、相名乗申度奉存候、御差支も不被為有候ハ、願之通被仰付被下置度奉願上候、此旨宜被仰上被下度奉頼候、以上、

二月十二日

大勝寺

長山蔵五郎殿

伊東吉代見殿

岩手郡盛岡

泉勝寺

志和郡日詰通彦部村

行岩寺

稗貫郡寺林通松林寺村 南勝寺  
 和賀郡鬼柳通長沼村 林養寺  
 閉伊郡遠野石倉町 伝勝寺  
 同郡大槌通大槌村 高勝寺  
 和賀郡安俵通土沢村 勝行寺  
 岩手郡雫石通雫石町 龍勝寺  
 閉伊郡宮古通津軽石村 石勝寺  
 岩手郡雫石通繋村 安楽院  
 閉伊郡宮古通夏屋村 観乘院  
 岩手郡沼宮内通堀切村 一乘院

右は大勝寺建立後、末寺二御建立被成下置、御神用并寺役御祈祷ニ勤仕為仕置候間、此度私儀、神道を以て勤仕仕候、付ては面附之通、末寺支配之分神道を以て勤仕為仕、永く御神用相勤申度奉存候、尤、右之内無住之向も御座候間、追々弟子共之内取立、其上にて姓名之儀申上度奉存候、御差支も不被為在候ハ、願之通被仰付被下置度奉願上候、此旨宜被仰上被下度奉頼候、以上、

二月十二日 大勝寺

長山蔵五郎殿

伊東吉代見殿

右、何も願之通寺社奉行江申渡之、<sup>24</sup>

ここでは、「神領混淆之儀は御廃止」、つまり神仏分離のため、岩鷲山大権現を岩手山神社と改称し、祭神を「日本武命・大己貴命・稻蒼魂命」の三神としている。また、別当・社僧は還俗し、神主・社人の称号に転じ、神勤するべき旨の布告を受けて、大勝寺住職は神主に転じ、栗谷川対馬と改名することを願ひ出ている。さらには、泉勝寺をはじめ十

二の大勝寺末寺の住職も神職に転じることの許可を求めている。

因みに、本史料中に出てくる大勝寺は天台宗の寺院（修験の一部も支配）であり、寛永年中、南部重直の側室勝女の中興と伝えられ、寺領百石余を有していた。天台宗羽黒派寂光寺末であるが、その他の自光坊・円蔵院・大蔵院は本山派の修験である。円蔵院は雫石口別当、大蔵院は平館口別当、自光坊は本山派の支配頭で岩鷲山の別当も務めた。

このような領内の有力寺院から改称に際し届け出があり、岩鷲山大権現から岩手山神社への改称に関与していることから、神仏分離の当初から改称あるいは祭神の勧請については、領内において大きな抵抗がなく進められたものと思われる。

盛岡藩領では神職が少なく、神社の管理・祭事の多くは別当（修験者・僧侶）によって行われることが多かった。そのため、社僧・別当として神事を執り行うことの禁止が命じられることによって、盛岡藩では多くの修験者・僧侶が復飾せざるを得ない状況にあったことから、神仏分離をはじめとする神道国教化政策の初期段階では神道教義（廃仏思想）が前面に出ることはなく、まずは神職・神社組織の整備から開始されなくてはならなかった。明治二年四月には、花巻城代から、城内神社にある神体、弁天・八幡・稲荷の取り扱い等についての伺いが出され、弁天はどこかへ預け、八幡・稲荷の両社とし、別当の禁止を命じられた。<sup>25</sup> また、盛岡藩では全領的な神職組織は整備されておらず、神職組織の充実、神仏分離により復飾神動した旧僧侶・修験者の把握が必要であった。

盛岡藩で在地における神仏分離を実施するための組織が形成されるのは明治二年から三年にかけてであった。

明治二年十一月二日、官制が改められ、神祇を司る役所として神祇職が設置された。<sup>26</sup> そして十一月七日には、神職からの願書は神祇職御役所



が直扱いとすることとされ、新たな神祇組織が形成されていくこととなった。<sup>27)</sup>

明治二年の一時期、盛岡藩では白石転封の準備が進められており、それに関係し、寺社領の返還が命じられたり、城内桜山・榊山の遷社が命じられるという<sup>28)</sup>こともあり、神仏分離は進められなかったと思われる。ただし、明治二年には僧侶・修験者の神職への転向が進んでおり、『覚書』には「榊山御宮」・「城内八幡太神」・「志和稻荷神社」など領内有力神社の神主が書き上げられている。<sup>29)</sup>ここで書き上げられた神職二十一人のうち、江刺恒久の門人は七人である。<sup>30)</sup>

明治二年十一月二十五日に江刺恒久は神祇職に任命され、同年十二月二十二日には、神祇権副務兼任となっている。<sup>31)</sup>「江刺恒久年譜」によると、江刺恒久(和多理)は安政元(一八五四)年に本居官長の著作の影響を受け、国学を学び始めた<sup>32)</sup>とされる。また、彼は、元治元(一八六四)年に平田門人となっている。<sup>33)</sup>

江刺恒久は領内に自らの門人を抱えており、「江刺恒久門人名簿」には安政五年から明治三年にかけて入門した門人一二四人が記されている。<sup>34)</sup>安政から慶応年間までの門人の内、神職(別当・宮持を含む)は二〇人であり、この時期の門人の多くは藩士が占めている。江刺恒久は花巻城代をつとめていたが、慶応二年には藩校作人館の国学教授に任じられたことから、領内国学者の指導的立場にあった。この門人名簿の中で、明治以降の門人は三九人である。ここでは、岩手山神社神主の栗谷川対馬(全教)をはじめとして、神仏分離に際して僧侶・修験者から神主に転じた後、門人となった者も見られる。以上のように、江刺恒久を中心とした神仏分離を行うにあたっての神祇体制が作られていくこととなった。また、十二月十三日には寺院の諸祈祷・守札廃止の命令が出されている。<sup>35)</sup>

その後は、神祇職が廻村し、領内の神仏分離を進めていく。

なお、この時期の盛岡藩は戊辰戦争に敗れたこともあり、早く汚名を返上したい(「一時誤方向候汚名をも、一洗可致」という思いがあった。<sup>36)</sup>こうしたことが、藩が領内に新政府の政策を強力に推し進めようとする要因となっていくと思われる。

ここまで、盛岡藩の神仏分離の開始と、江刺恒久を中心とした神仏分離実施の体制構築について述べてきた。次に、江刺恒久とその門下が主導した盛岡藩領内の神仏分離の実態を考察していくこととする。

明治三(一八七〇)年から、盛岡藩は神社調査を始めている。主任は藩庁神祇職の大属江刺恒久であり、それに沢田権少属、本宮大宮神主の鈴木只記が附属随行を命じられている。江刺恒久に同行した沢田・鈴木は共に江刺恒久門人である。<sup>37)</sup>この三名の他にも神祇職の役人が廻村を実施している。<sup>38)</sup>そして、神祇職の役人が在地の神社調査を精力的に実施していくこととなる。

神祇職の廻村に際して、以下の先触れが各地に出されている。

- 一、銘々宮へ人・地主相詰居可申事
- 一、神体棟札並古キ書付類有之モノ持参之事
- 一、社地掃除等致シ置可申事<sup>39)</sup>

この時に、神体・棟札、神社に関する書付類を準備させていることから(第二条目)、神祇職は、神仏分離のために神社の由緒について実地調査を行うことを意図していたと思われる。

では、在地において神仏分離はいかにして実施されたのであろうか。次に、各地を実際に廻村した際の状況から見ていく。

先般神祇職御役方廻村之節、村々二有之月山、或ハ湯殿山・百万遍等之石塔建候向、取片付可申旨御達ニ候処、未タ其俣差置候村方モ

有之様相聞得候条、兩三日中、猶又神祇御役方廻村ニ相成候間、其節見当り候ハ、急度御咎メ可被成候条、此旨相心得、早々片付可申也、

七月十三日 上田部民事出張所

元厨川通

村々村長共<sup>40</sup>

ここでは、神祇職から月山・湯殿山・百万遍等の石塔を撤去するよう命じられているが、そのまま残されている所もあるということ、再び神祇職の役方が廻村することになったという。在地には政府から淫祠邪教と見なされた多くの石塔などが、未だ多く残っていた状況が分かり、それに対し神祇職は各地を徹底的に廻村調査していた様子が窺われる。

また、神祇職が稗貫郡五太堂村を廻村した際の状況を見ると、

四月上旬神祇職御廻村ニ而御達しニハ、御村方<sup>江</sup>一社共村鎮守として相立置候外所々ニ有之小社不殘御つぶし、大和竹観世音本尊光勝寺<sup>江</sup>御預り、御堂之義小社同様之御達し相成候、(後略)<sup>41</sup>

とあり、村の鎮守を一つ残し、それ以外の小社は破却すること、大和竹観世音本尊は光勝寺に預け、御堂は小社と同様に破却することを命じている。また、寺院に關しても、

当光勝寺住職之義ハ五ヶ年以前ニハ花卷八幡寺弟子秀伝坊ト申者貫請住寺罷有候所、五ヶ年以前丑年秋勸学登り本山<sup>江</sup>登山いたし度旨惣旦中相談之上登せ置候、未夕相下り不申候ニ付、無住之御調ニ相成候所、此度無住之寺院ハ返上地之事ニ御達シ候ニ付、無抛元永福寺弟子三戸住居定観坊ト申者高松村高松寺之人元ニ而四月貫請候、右ニ付真言宗之内ニ而者森岡之内忠明院ト当光勝寺計リ相立置候外ハ不殘神職ニ相成候、又花卷長谷寺などハ返上地ニ相成申候、<sup>42</sup>

と、「此度無住之寺院ハ返上地之事」という方針であったため、光勝寺では定観坊を住職としてもらい受けたことが記されている。さらに、この史料から、忠明院と光勝寺を除く真言宗寺院住職が残らず神職に転じており、長谷寺は返上地となったことが分かる。神仏分離開始から数年しか経ていない明治三年段階で盛岡藩領内では多くの僧侶が神職に転じていることは、藩が強力に神仏分離を推し進めたことを示している。この背景については、先に述べたように、藩にとってはこの時期は戊辰戦争の際の汚名返上を指向しており、このことは僧侶にとっても同様であったと思われる。

以上のことから、盛岡藩の在地における神仏分離は、各村の鎮守一つを残し、それ以外のものは破却し、無住の寺は廃寺とするという方針の下で、実施されたことが分かる。そして、それを貫徹するために、神祇職の役方による廻村という方法がとられたのである。この方針は全国的な神仏分離の方向性(一村一社制)と同様であり、盛岡藩においても明治政府の方針に沿って神仏分離が行われたのである。

ところで、神仏分離と並行して盛岡藩では明治三年八月に神葬祭(自葬祭)の実施に関する法令が出されている。

一、是迄仏葬祭ニ候処、自今自葬祭望之者者被差許候間、相改候上、民事局<sup>江</sup>可届出事、

但、葬祭式之儀者民事局并出張所<sup>江</sup>同合可申事、

八月<sup>43</sup>

今後は神葬祭を望む者は許可するので、民事局に届け出るようにという内容であるが、これは領内に神葬祭を普及させることが目的であった。神葬祭は明治政府の神道国教化政策の一環として進められた。盛岡藩の神葬祭の実施に関する神葬祭次第書として、「靈祭略誌」<sup>44</sup>、「盛岡神祇

職「葬祭略式」がある。<sup>45</sup>このうち、「霊祭略誌」は明治二年に江刺恒久が著したものである。また、「盛岡神祇職 葬祭略式」は明治三年には完成しており、同三年閏十月に写された「葬祭略式」も残存している。<sup>46</sup>この「葬祭略式」が盛岡藩（神祇職）の公式の神葬祭次第書として利用されたと考えられる。おそらく、「葬祭略式」の作成にも江刺恒久が関わっていると推定される。

しかし、明治三年六月段階では古川躬行の「喪儀略」に基づいて、神葬祭を実施していたようである。<sup>47</sup>

盛岡藩上申 弁官宛

先達テ自喪祭ノ儀相伺候処、如何様ノ祭式ニ候哉巨細可申出旨奉畏候、早速支配所へ申越候処、右祭式ハ古川式喪儀略ノ通行相候旨申来候、此段申上候、以上、

（朱書）「書面ノ通行不苦候事、」

盛岡藩では、この後、領内に神葬祭を普及させると同時に、祭式を「葬祭略式」に基づいたものに変更していったと思われる。ただし、明治五（一八七二）年九月、教部省により『葬祭略式』が制定されており、これにより公定の神葬次第書が成立したため、それ以後は領内においても神葬祭は『葬祭略式』に基づいたものに変更されたと考えられる。

ここで、盛岡藩の神仏分離の過程についてまとめておく。盛岡藩では明治初年の神道国教化政策は国学者であり神祇職の江刺恒久とその門人を中心を実施されていった。明治二年以降神主に転じた僧侶・修験者も江刺恒久の門人となっているが、これは、神道国教化政策を推し進める上での領内神職の体制作りであったと考えられる。また、江刺恒久によって神葬祭の次第書がまとめられ、これをもとに領内神職による神葬祭実施の基盤を構築していったと考えられる。

盛岡藩領内において、仏像・神体の整理、神社の廃社・合社といった在地の神仏分離が本格的に実施されるのは明治三年以降である。ただし、盛岡藩では、明治二年段階で僧侶・修験者の神職への転向が大規模に行われている。これは、明治元年から社僧・別当の禁止が達せられていたためである。

その意味では、明治二年に僧侶・修験者が神職へ転じたのは神仏分離の結果ではあるが、盛岡藩にとっては、明治新政府の宗教政策を領内において実施するための基盤として重要視していたのではないかと考えられる。

幕末維新时期に神職であった人物、或いは神祇行政に携わっていた人物が、神仏分離などの神道国教化政策を推し進める主体となるのが一般的である。例えば弘前藩では小野磐根・長利薩雄・斉藤長門といった領内の有力社家が、社家長・社家長代に任命され、この三人によって神仏分離が進められた。<sup>48</sup>それに対し、盛岡藩では、神職ではない江刺恒久を中心として進められている。ただし、弘前藩のような神職が中心となっていた行われた神仏分離と比べ、その実態・方向性にはそれほど差違は見られない。基本的には明治政府の意向に沿った形で実施されたのである。

なお、江刺恒久は国学者であったこと、神祇伯家白川家の門人でもあったことから、神道に造詣が深く、また、多数の門人を抱えていた。さらに、藩校作人館の国学教授を務めており、藩政における地位も高かった。また、慶応年間以降、領内の神道（神職）は下斗米石見守を中心に神職組織が組織され始めていたとはいえ、領内の宗教政策における神道の地位は、仏教・修験道に比べると低いものであった。以上のことが、江刺恒久が盛岡藩の神祇行政の主導的立場となった理由として考えられる。

このことから考えると、江刺恒久が神祇行政の中心となったのは、彼が単に平田派の国学者であったためとは考えにくい。それよりも、近世以来の領内神職の組織・神職の地位の問題が影響していたと考えられる。さらには、江刺恒久の門人には藩士層が多く含まれていることもあり、戊辰戦争後に新政府の方策を盛岡藩全領をあげて徹底するために都合が良かったものといえる。また、他藩（薩摩藩・隠岐・伊勢・苗木藩等）にみられるような、平田派国学者を中心とした神仏分離（廃仏毀釈）の実施を意図していたわけではなかったと考えられ、そのために、神仏分離の実施に際しては極端な廃仏思想を伴わなかったといえる。藩は、神仏分離をはじめとした神道国教化政策を推し進めるに当たり、神職よりも、国学者としてすでに多くの神職・藩士を門下に抱えていた江刺恒久を中心に据えた神祇体制作りを急いだと考えられる。それは、盛岡藩が戊辰戦争の汚名返上をするために、積極的に明治政府の政策を領内で進める必要があったためだといえるのである。

### 三、神仏分離と仏教・修験道

前章で述べたように、盛岡藩における神仏分離は明治元（一八六八）年九月から開始され、本格的に実施されるようになるのは、明治二（一八六九）年以降のことであった。本章では、神仏分離が仏教・修験道に与えた影響について考察する。

盛岡藩の神仏分離の際の廃寺については「盛岡ニ於て維新後廃止せられたる寺院並神社調査」（以下、「寺院並神社調査」と記す）に、計三〇の寺社の概要が記されている。<sup>50</sup>この内訳は真言宗一二寺、天台宗五寺、

浄土宗八寺、黄檗宗一寺、修験道三寺、神道一社となっている。そこで、盛岡藩における神仏分離と廃寺の関係について考察していくこととする。前章で、在地における盛岡藩の神仏分離の方向性としては、無住の寺については廃寺とするという方針をとっていたことは述べたが、神仏分離が本格的に開始された明治二年の初期段階ですでに、天台宗・真言宗寺院の多くが廃寺とされたようである。

天台宗寺院である大勝寺とその末寺の僧侶が神職に転じ、また多くの僧侶も同様に神職となったことは先に述べたとおりである。そして、「本末寺号其外明細帳」には天台宗寺院は三寺が記されているに過ぎない。<sup>51</sup>「本末寺号其外明細帳」は藩が明治三（一八七〇）年十月に政府に提出したものである。また、大勝寺と同様に近世期、天台宗触頭であった法輪院も神仏分離の際に廃寺となり、明治二年二月に住職は神職に転じ、牡丹野若狹と称し、愛宕神社の社司に任じられたとされる。

#### 愛宕山法輪院

（前略）王政維新ニ際シ神仏混淆ノ為ニ廃寺ト為リ、明治二年二月住職ハ還俗シ神祇道ヲ以テ奉仕スルコトトシテ神主ニ転職シ牡丹野若狹ト称シ、愛宕山嶺ニ鎮座マシマス愛宕神社ノ社司ニ補セラレ、（後略）<sup>52</sup>

この時、法輪院末寺の法蔵院と安楽院が共に廃寺となっている。この二寺の住職もまた神職に転じており、近世期にそれぞれ別当を務めていた松尾神社・天満宮の神主に任じられている。

また、真言宗についても、先の稗貫郡五太堂村の記録「明治三年同四未年日記覚」に、忠明院と光勝寺を除く真言宗寺院住職が残らず神職に転じていたという状況が記されていたことを紹介したが、実際に、真言宗寺院の多くが廃寺、僧侶は神職に転じていたようで、「本末寺号其

外明細帳」には真言宗新義派二寺（中台院・光勝寺）と真言宗古義派一寺（自性院）が残っていたのみであった。<sup>53)</sup>

「寺院並神社調査」によると、真言宗寺院の廃寺の理由としては、神仏混淆が主たるものであり、神仏分離の際に本寺（永福寺、触頭寺院）と共に廃寺となったものも多い。

なお、近世後期に作成された「篤焉家訓」によると、領内には天台宗が四七寺、真言宗が四二寺存在している。<sup>54)</sup> 天台宗と真言宗はそれぞれ山王神道・両部神道との関わりから神道との結びつきが強いため、神仏混淆として藩から認識され、そのため多くの寺院が廃寺となったものと思われる。

このように近世期、触頭に任じられていた宗派の有力寺院の住職が神職に転じ、また廃寺となるというような事態が生じたため、これらの末寺の僧侶らも神職に転じていかざるを得ない状況に追い込まれたものと考えられる。

一方、神仏混淆の少ない他の宗派では極端に廃寺が多くなるというようなことは見られない。なお、「寺院並神社調査」には浄土宗寺院の廃寺の事例が八例見られる（光台寺末が五寺、円光寺末が一寺、大泉寺末が二寺）が、これらはすべて神仏混淆が廃寺の理由ではなく、この八寺の大半は、檀徒が少ないため維持・経営が困難となったために廃寺となっている。このことから考えても、この時期の廃寺は、藩が廃仏的な意識で臨んだためというよりは、神仏混淆の要素が強い天台宗と真言宗が、神仏混淆を理由に、あるいは、別当の禁止という理由により廃寺に追い込まれたものと考えられる。そして、このように、仏教的要素と神道的要素を分離した上で寺院を存続させるという形を採用しなかったところに、特徴を見出すことができる。また、神職に転じた僧侶たちの多くは、

その際に持宮を与えられている。このことは、近世期から別当として神社を管理していたこと、あるいは領内に神職の数が少なかつたため、藩は各地の神社を持宮として僧侶に与えることが可能となっていた状況を示すものと考えられる。つまり、神仏分離によって僧侶が生活の基盤を失うことは比較的少なかったものといえる。

次に、修験道について見ていく。盛岡藩では近世期を通じて修験者が領内宗教者の多くを占めていたのであるが、彼らは神仏分離に際して、どのような動向を示したのか、また、藩は修験に對しいかなる態度で臨んだのかについて考察する。

明治元年に出された神仏分離令は、藩から領内寺社にも伝えられているが、<sup>55)</sup> まだ修験者は別当として従来通りの活動をしており、また、戊辰戦争中には自光坊の働きかけにより、藩の軍事力の一端を担うということも見られ、神仏分離はその当時まだ実施されてはいなかったと考えられる。

ところで、僧侶と同様、修験者もまた、明治二年の初期段階に大量に神職に転じている。この時期の動向を見ると、明治二年七月に神職となったものが多い。

（前略）

口上之覚

先般神仏混淆之儀御廃止被仰出候二付、八幡太神別当職を以相続罷在候処、転職神勤奉仕神主二相転、古館法人ト相改申度奉存候、此段御届奉申上候、以上、

陸中国閑伊郡宮古通

和井内村法林院改

奉仕神主 古館法人

明治二巳年七月

盛岡県

御役所<sup>56</sup>

明治二年二月の「別当・社僧之輩は、還俗之上、神主・社人等之称号ニ相転、神道を以勤仕可致旨御布告」を受け、修験者は、神主に転じることになったものと考えられる。当時、盛岡藩領内の修験者の多くは別当として神社を管理していたのである。

先の布告自体は神仏混淆を禁じることが主たる目的で出されたものがあるが、盛岡藩領内では近世以来、神職の数が少なく、修験者が別当を務めることが一般的であったため、この布告が直接的に修験者の神職への転向を強要させることとなったといえる。そして、修験者の神職転向を機に、それまで管理していた寺院が廃寺となったものと考えられる。近世後期には、「篤馬家訓」によると、領内修験は五三一ヶ寺が存在していたが、明治初年、「本末寺号其外明細帳」には修験寺院は四三寺院の記載となっており、近世期に比べ極端な数の減少が見られる。ただし、これは修験者が神職に転じ持宮が変更されたということを意味していると思われ、実際に寺院の破却を行ったものではないであろう。

盛岡藩において、多くの修験者は明治五（一八七二）年の修験道の廃止令をまたず、神職へと転じていたのである。そして、神職に転じた修験者は、従来別当を務めていた神社の神主となる。この点では、修験者もまた、僧侶と同様、神仏分離によって宗教者としての職を離れる必要がなかったのである。

因みに、「寺院並神社調査」に記されている修験三寺（自光坊・金剛院・積善院）の廃寺は、明治五年九月十五日に出された修験道廃止の太政官布告を受けてのものである。また、修験者の一部には神職に転じた

ものの、後に帰農した者も見られる<sup>58</sup>。

ここで、神仏分離の仏教・修験道に与えた影響についてまとめておく。盛岡藩において神仏分離が実施されると、別当・社僧として神事に関わるものが出来なくなったため、領内の多くの僧侶・修験者は神職へと転じざるをえない状況となった。さらに、神仏分離の初期段階で領内有力寺院の僧侶が神職に転じることとなったため、その末寺寺院の僧侶もそれに随って神職に転じていくこととなった。真言宗と天台宗は両部神道・山王神道との関わりから、神仏混淆の要素が強かったために、他の宗派に比べ廃寺の数がきわだつて多くなっている。

修験者もまた、神社の別当を務めていたため、同様に神職に転じていく。修験者の多くは明治二年七月までの間に神職となった。盛岡藩では明治五年の修験道の廃止令が出される前に、多数の修験者はすでに、神職に転じていかざるをえなかったのである。

では、そのことが僧侶・修験者にとっていかなる影響をもたらしたのだろうか。

前述の通り、盛岡藩では近世期以来、神職の数が少なかったこともあり、僧侶・修験者は別当として神社を持宮として抱えていた。そのため藩は神仏分離によって神職に転じた僧侶・修験者に、別当として管理していた持宮をそのまま与え、その神主に任命していくのである。よって、神仏分離が僧侶・修験者の生活の基盤を直接奪うことはなく、彼らは宗教者としての職から離れずに済む状況であった。その意味においては、神仏分離が僧侶・修験者に与えた影響は比較的少なかったと思われる。



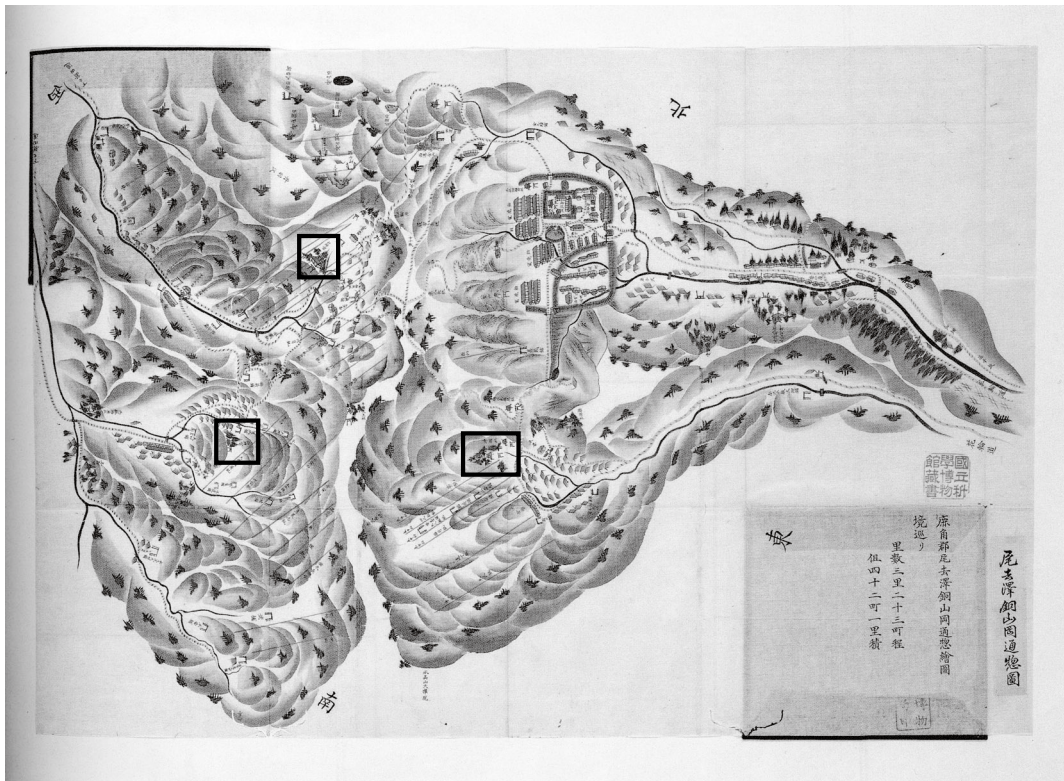
#### 四、尾去沢銅山の神仏分離と山神宮

本章では在地における信仰の形態が、神仏分離によって変化が見られるのかどうかについて考察する。扱う対象は尾去沢銅山とする。<sup>69</sup> まず幕末期の尾去沢銅山における山神宮の祭礼等を中心として、鉱山内の者と神社との関わりを概説する。

鉱山は近世期以来、藩の主要な産業の一つであり、そこで祀られる山神宮（山神社）も厚い崇敬を受けていた。鉱山内の者にとっても山神宮は信仰の拠り所であった。銅山は藩の財政との関係が深く、鉱山では山神宮が信仰の中心に据えられており、産出量の増加、山内の安全等が祈念されていた。近世期の尾去沢銅山の経営等については、麓三郎氏・安保（吉城）文雄氏・小石川透氏によって研究が行われている。<sup>69</sup> 近世期の鉱山と山神宮の関係については、すでに、荻慎一郎氏・長谷川成一氏・土谷絃子氏らによって研究が進められているが、本稿では、鉱山内の者と山神宮の関係が神仏分離を経てどのように変化したのか、あるいはしないのかを考察していく。ここでは御銅山御日払役を務めた阿部恭助の記録である「あつめ草」を中心に考察を進めていく。「あつめ草」は文久三（一八六三）年から明治四（一八七二）年までの記録である。

尾去沢銅山内の神社は、元山・田郡・赤沢にそれぞれ山神社があり（地図2）、御役屋内には両社神社が存在した。また稲荷宮や神明宮なども銅山内に点在していた。<sup>69</sup>

元山山神社は黒沢氏（神職）、田郡山神社は慈性院（修験）、赤沢山神社は三光院（修験）がそれぞれ祭祀を取り仕切っていた。また、南部利敬が文化八（一八一）年に勧請した両社神社は金山彦命・埴山姫命の二神が祭られ、山神社と並び崇敬を受けていた。これらの神社には小



地図2 尾去沢銅山内の山神宮

〔尾去沢銅山岡通惣図〕『日本の鉱山文化 絵図が語る暮らしと技術』国立科学博物館 1996年 66頁を元に作成

豆沢大日堂別当妙光院が、しばしば祈禱を依頼され登山している。尾去沢銅山では幕末期に至るまで山神宮をはじめ、神社が人々の精神的拠り所となっていた。

幕末期においても、山神宮を中心とした信仰形態は継続しており、例えば、文久三年二月十一日には山神宮で、同年四月二十六日には、山神宮と両社神社において、「出鉞銅増進」等の祈禱が実施されていることが確認される。

「あつめ草」文久三年二月十一日条

一、二月十一日より三沢於山神堂例年之通出鉞銅増進・疫病退散・火防御祈禱二夜三日執行被仰付候、田郡慈性坊元山黒沢近江赤沢三光院ニ差紙被遣、当日より相詰、

「あつめ草」文久三年四月二十六日条

一、同日白三沢山神様・御両社様ニおゐて二夜三日出鉞銅増進・御山内安全之御祈禱執行被仰付、田郡慈性坊元山黒沢佐守赤沢三光院御両社様黒沢近江相勤候、右入方御初尾一社五百文宛、外春祈禱之通、

このような山神宮・両社神社における諸祈禱は、山内の人々の信仰の基盤となっていたのである。また、山神宮・両社神社において六月・十二月に行われていた祭礼や年越祭事については、

「あつめ草」文久三年六月二十二日条

一、六月廿二日、両社大明神御祭事ニ付、角力興行今日より立候、今晚御宮掛り之者計麻上下外平服之事、諸被下物は是迄之通、御夕飯こん立左之通、(後略)

「あつめ草」文久三年十二月十一日条

一、十二月十一日山神様御年越御祝儀ニ付、今晚御吸もの清酒・肴

三種被下候、但、いづれも平服ニ而頂戴いたし、(後略)

「あつめ草」文久三年十二月二十二日条

一、十二月廿二日、御両社様御年越御祭事御夜宮ニ付、御山詰御支配人・御山先・御手代・中通諸職人迄、御吸もの・御酒被下置候、尤御手代迄麻上下着用之処、昨年より平服ニ而御神事掛り御手代麻上下、中通次上下着用、別当黒沢近江名代子供左守相詰執行仕候、(後略)

とあり、「両社大明神御祭事」の際には角力興行が行われ、年越祭事も役人らが参加し、黒沢近江によって神事が実施されており、山中における主要な年中行事は盛大に実施されていたことが窺われる。

山内の他の神社についても、「一、六月十六日、獅子沢神明宮御再建御遷宮有之、山伏共拾人程相雇、御神楽・御湯立有之」と、獅子沢神明宮の遷宮に山伏を雇い神楽等を実施している例も見られる。このように、黒沢近江のような神職だけではなく、修験者などとも関わりも持ちながら、鉞山内の人々は神社に対する信仰を深めていたのである。

次に明治以降の尾去沢鉞山における神仏分離の過程について見ていく。

当地域においても戊辰戦争の影響があり、神仏分離が実施されるのは明治二年以降のことであった。尾去沢銅山の神仏分離について、「あつめ草」明治二年八月二十九日条によると、

一、八月廿九日、尾去沢村三光院事神職に転じ甲斐沼右近配札ニ参候ニ付、御初尾錢溜置候分不残相送り御酒進じ申候、

と見え、赤沢山神社を管理していた三光院が神職に転じたことが分かる。この神職への転向は盛岡藩の他地域と同時期に行われたものと考えられる。また、明治三(一八七〇)年には、

一、正月二日快晴、大日尊江年詣ニ罷越、当年別当明光院神主ニ相



改候由にて、例年之式小豆沢村計二而相務、長嶺・谷内・大里右三ヶ村よりは舞も何も出来不申由、右二付而は参詣も甚不足二相見得申候<sup>20</sup>、

と、妙光院が神職に転じている。これによって、近世以来、別当として鉾山内の神社の運営に携わってきた修験が神職に転じたことになる。明治四年には、尾去沢で神仏分離のための廻村が実施されており、升潤市蔵・小保内孫六らが尾去沢銅山に来て、鉾山内の諸神社の検分がなされた。

一、五月十七日、社寺御改爲御用、花輪御役所より升潤市蔵様・福岡稲荷別当小保内孫六・郡長関村新蔵・花輪稲荷別当三日市駒次郎右四人御登山、依之山神ノ宮別当黒沢広志相詰、御山元より村長沢出善右衛門・炭方主役内田勇七御案内いたし、其外御山方郷境迄送迎いたし、年寄中老式人同行、笹小屋庵寺并二稲荷社御改、此処二而末社御改、夫より御台処二而御昼被召上、大盛神社御改、赤沢山神社二而末社御改、大本番無出塚中より直々山神社<sup>江</sup>御廻り、御茶差上御菓子元山より差上、此節御旧領様御額在之趣御尋二付、別当広志御答申上候二は、正一位不相成趣二付、取付廻置申候、外二神祇伯様御額も在之趣申上候処、掛置候而不苦旨御申候、御一同夫より田郡へ御出御歸り之節御立寄、御酒・御飯等差上暮二及び、丁ちん引二而御歸り被遊候<sup>21</sup>、

この際には、藩主や神祇伯家である白川家から贈られた御額の取り扱いはについて定められているが、この廻村以前から神仏分離令を受けて、これらの額は外されていたようである。廻村以前からこのような行動を起こしていたことから、領民は神仏分離、神仏混淆についてかなり意識していたと思われる。在地において神仏分離は着実に実施されていたこ

とが窺われる。なお、黒沢広志(近江)は、近世期から白川家の門人であった。

では、神仏分離によって、山神宮など山内諸神社と鉾山労働者の関係、信仰形態がどうなったのか、以下に見ていくこととする。

明治三年正月の山神宮の春祈禱については、「一、正月廿五日壬辰二付、春祈禱いたし、別当黒沢近江相招執行いたし候<sup>22</sup>、」と、従来と同様に実施されたが、同年五月の山神祭礼は、「一、五月十二日、山神様御祭礼、御湯立計角力無之<sup>23</sup>、」と、湯立のみ行われ、角力が実施されず、祭礼が簡略化されていた。

翌明治四年の山神宮の祭礼等の山中の年中行事は、戊辰戦争以前と同様に実施されている。ただし、この時にも祭礼の内容は一部簡略化していた。

一、五月十一日山神様御祭事二付、例年御支配人・日払主役・役屋主役・同処手伝・中通大本番<sup>江</sup>相詰候処、近年御略二相成、当年も御参詣在之候得共老人も不参、別当黒沢広志今日より相詰御宮堅、御山先青山庄蔵・元山御山方赤坂勘六・御鋪手代清六・応助事金工頭平吉不参なり、右四人相詰今夕・明朝御賄式飯大本番二而支度いたし、尤賄品白米四升・み噌式百匁・鯡壺把・みじ壺かけ・竹ノ子五把・数ノ子壺盃計・生かれい壺枚被遣、御役処御神事掛共々被下候事、十二日昼、於御宮御弁当被下候事<sup>24</sup>、

これによると、黒沢氏が「御宮堅」を行うなど、従来通り祭事は進められている。一方で、山神の祭事の際には例年は支配人・日払主役等の役人が詰めることとされていたが、「近年御略二相成、当年も御参詣在之候得共老人も不参」という状況となっていた。ただし、祭事の簡略化などの要因が神仏分離にあるとは考えにくい。この時期、他の神社に対

する信仰も大きな変化は見られない。数例をあげると、「あつめ草」明治三年二月十四日条には、

一、二月十四日夕方より妻病氣二而、翌十五日朝医師富沢玄益老相頼得療治、廿二日ニ出産いたし候、同日小豆沢大日尊別当阿部大和・花輪神明別当黒沢広志<sup>江</sup>御祈祷相頼候処、御守札被下、小豆沢よりは御符・御鏡餅被下、尾去沢村海沼右近江も相頼候処、御符被下、八幡宮・当沢神明宮・蟹沢村三宝荒神・不動明王四社<sup>江</sup>御幣着上御礼参仕候事ニ志願いたし呉候趣、我等事大盛大明神・笹小屋稲荷大明神・当沢神明宮・金勢大明神四社<sup>江</sup>御礼参り、八聖山不動明王<sup>江</sup>御鳥居奉納志願いたし候処、御神徳を以少々宛<sup>ウツ</sup>怪<sup>カ</sup>方<sup>マ</sup>ニ相成<sup>セ</sup>、

とあり、小豆沢大日尊別当阿部大和・花輪神明別当黒沢広志らに祈祷を頼み、八幡宮等諸社にお礼参りをし、八聖山不動明王に鳥居奉納を志願しているのである。このように、鉾山内の人々の信仰は近世期と同様に盛んであった。また、明治三年二月には、「一、同廿六日笹小屋二而火防之御祈祷執行、当年番人平之丞御祈祷、亀太郎殿願上呉鉄ノ御鳥居奉納志願いたし、」と、鉾山内の安全に関するものと考えられる「火防之御祈祷」も行われており、鳥居の奉納志願が見られるなど、鉾山の安泰を願う人々の生活・信仰には神仏分離の影響は見られない。

鉾山内の人々の寺院に対する意識を見ていくと、「あつめ草」明治三年四月十三日条には、

一、四月十三日仏事相当り、入時として十二日ニ菩提寺吉祥院<sup>江</sup>参り、白米・清酒・濁酒其外膳部五重まんぢう共ニ持参、三ヶ田左勇治・阿部藤吉・同真之助共ニ仏参いたし、翌十三日、爰元ニて庵主様方御兩人御招、身近方計四五人御招申候而相済し申候、

とあり、仏事を従来の通り実施しており、菩提寺参詣、庵主の招待な

ど、僧侶・仏教寺院の排除意識（廃仏思想）のようなものは窺われない。翌明治四年に至っても、

一、正月二日、小豆沢村大日尊<sup>江</sup>参詣、本尊寺ノ沢帝釈堂<sup>江</sup>遷座候処迄罷越、尊像を拜し奉り吉祥院<sup>江</sup>仏前御礼いたし罷帰り、

と、小豆沢大日尊へ参詣し、吉祥院へ仏前御礼をしているのである。以上の記述からは、鉾山内の人々が、廃仏思想を有していたとは考えにくい。神仏分離によって、それまで別当を務めていた修験者が神職に転じても、そのことによって鉾山内の人々の信仰が変わることはなかったのである。鉾山内の人々は、近世と同様に年中行事を行い、また各寺社に対する信仰を持ち続けたと考えられる。

以上、幕末維新期の尾去沢銅山を対象として、神仏分離が在地に与えた影響について見てきた。ここでそれをまとめると次のようにいえるであろう。

近世期以来、鉾山地域の精神生活は山神宮を中心としていた。そして、山神宮・両社神社をはじめとした諸神社が鉾山内の人々の信仰のよりどころとなり、祭礼なども盛大に実施されていた。明治初年に神仏分離令が新政府によって出されるが、当地域においては戊辰戦争やその後の混乱があり、神仏分離が実施された時期にはすでに、政府が神仏分離は廃仏ではないという旨の触を達していることから、神仏分離が廃仏毀釈に結びつけられることがなかったと考えられる。尾去沢銅山でも、神仏分離によってそれまで別当として神社の神事に関与してきた修験者が神職に転じることとなった。また、明治四年には鉾山内の神社の検分が実施され、神仏分離が進められた。ただし、鉾山内では山神宮をはじめとした諸神社が信仰の中心であったことから、神仏分離によって信仰の形態が強権的に変更されることはなかった。神仏分離後の祭礼には一部神事

の簡略化等が見られるが、あくまで、山神宮をはじめ、諸社との密接な関係は継続していた。そして、この時期、鉾山内の人々による廃仏的な行動は見られない。鉾山地域では他の地域と比べ、明治初段階で神道と仏教による対立関係が生じることがなかったことが、廃仏毀釈の行われなかった理由の一つとして考えられる。そして、明治四年までを見る限り、人々は神仏分離以前と同様の信仰生活を行っている。また、当地域においても、修験者による神仏分離に対する抵抗は見られない。このことは前章で述べたように、盛岡藩の神仏分離が直接的に僧侶・修験者の生活基盤を脅かすものではなかったことも背景としてあげられる。山神宮は神社改正後も村社として存続することとなった。また、明治政府の近代神社制度が府県郷村社を中心に行われていたことから、信仰の形態はともかく、山神宮との結びつきは崩れることはなかったものと考えられる。

### おわりに

以上、四章にわたり、盛岡藩における神仏分離の展開について考察してきた。それを以下にまとめる。

近世後期から幕末にかけて、盛岡藩の神職をはじめとした宗教者は、領内における地位を高めるため本山との結びつきを強めていた。また、幕末期には、新たに下斗米石見守を中心とした宗教組織の整備が進められていく。戊辰戦争が始まると、宗教者は藩に対して献金を行い、さらに、修験者は軍事力として、自光坊が配下の修験者の派遣を願い出るなど、藩の軍事に積極的に協力していった。盛岡藩では幕末に至って神職

組織が整備されたということもあり、軍事力として編成されることはなかった。明治元（一八六八）年段階で盛岡藩において神仏分離が本格的に進められなかった理由としては、盛岡藩が幕府側についていたこともあるが、戊辰戦争中、神仏分離を徹底することは、領内の修験組織、宗教組織を破壊することにもつながったためと考えられる。そのため、藩は支配体制を整っており、補助的ではあるが軍事力として期待しうる修験に対し、明治初年、戊辰戦争期に神仏分離を強力に推し進めることは出来なかったのではないかと考えられる。

盛岡藩では明治初年の神仏分離などの神道国教化政策は、国学者であり神祇職の江刺恒久とその門人を中心に実施されていた。明治二（一八六九）年以降神主に転じた僧侶・修験者も江刺恒久の門人となっていたが、これは、神道国教化政策を推し進める上での領内神職の体制作りであったと考えられる。また、江刺恒久によって神葬祭の次第書がまとめられ、これをもとに領内神職による神葬祭実施の基盤を構築していったと考えられる。

盛岡藩領内において、仏像・神体の整理、神社の廃社・合社といった在地の神仏分離が本格的に実施されるのは明治三（一八七〇）年以降である。ただし、盛岡藩では、明治二年段階で僧侶・修験者の神職への転向が大規模に行われている。これは、明治元年から社僧・別当の禁止が達せられていたためである。こうして、江刺恒久を中心とした神祇体制が形成されるが、弘前藩のような神職が中心となって行われた神仏分離と比べ、その実態・方向性にはそれほどほどの差違は見られない。基本的には明治政府の意向に沿った形で実施されたのである。

江刺恒久が盛岡藩の神祇行政の主導的立場となった理由としては、次のことが考えられる。江刺恒久は国学者であったこと、神祇伯家白川家

の門人でもあったことから、神道に造詣が深く、また、多数の門人を抱えていた。そして、藩校作人館の国学教授を務めており、藩政における地位も高かった。さらに、慶応年間以降、領内の神道（神職）は下斗米石見守を中心に神職組織が組織され始めていたとはいえ、領内の宗教政策における神道の地位は、仏教・修験道に比べると低いものであった。このことから考えると、江刺恒久が神祇行政の中心となったのは、彼が単に平田派の国学者であったためとは考えにくい。それよりも、近世以来の領内神職の組織・神職の地位の問題が影響していたと考えられる。さらには、江刺恒久の門人には藩士層が多く含まれていることもあり、戊辰戦争後に新政府の方策を盛岡藩全領をあげて徹底するために都合が良かったといえる。また、薩摩藩や隠岐等にみられるような、平田派国学者を中心とした神仏分離（廃仏毀釈）の実施を意図していたわけではなかったと思われる。そのために、神仏分離の実施に際しては極端な廃仏行動を伴わなかったの考えられる。

藩は、神仏分離をはじめとした神道国教化政策を推し進めるに当たり、神職よりも、国学者としてすでに多くの神職・藩士を門下に抱えていた江刺恒久を中心に据えた神祇体制作りを急いだと考えられる。それは、盛岡藩が戊辰戦争の汚名返上をするために、積極的に明治政府の政策を領内で進める必要があったためと考えられる。

盛岡藩において神仏分離が実施されると、別当・社僧として神事に関わることが出来なくなったため、領内の多くの僧侶・修験者は神職へと転じざるをえない状況となった。さらに、神仏分離の初期段階で領内有力寺院の僧侶が神職に転じることとなったため、その末寺寺院の僧侶もそれに随って神職に転じていくこととなった。例えば、真言宗と天台宗は両部神道・山王神道との関わりから、神仏混淆の要素が強かったため

に、他の宗派に比べ廃寺の数がきわだって多くなっている。修験者もまた、神社の別当を務め、神事に携わっていたため、僧侶と同様に神職に転じていく。修験者の多くは明治二年七月までの間に神職となった。盛岡藩では明治五年の修験道の廃止令が出される前に、多数の修験者はすでに、神職に転じていかざるをえなかったのである。この時、藩は神仏分離によって神職に転じた僧侶・修験者に、別当として管理していた持宮をそのまま与え、その神主に任命していくのである。これが可能になった背景には、盛岡藩では近世期以来、神職の数が少なかったこともあり、僧侶・修験者は別当として神社を持宮として抱えていたことがあげられる。そのため、神仏分離が僧侶・修験者の生活の基盤を直接奪うことはなく、彼らは宗教者としての職から離れずに済む状況であった。その意味においては、神仏分離が僧侶・修験者に与えた影響は比較的少なかったと思われる。

ところで、在地の信仰に関しては、尾去沢銅山について考察した。近世期以来、鉾山地域の精神生活は山神宮を中心としていた。そして、山神宮・両社神社をはじめとした諸神社が鉾山内の人々の信仰のよりどころとなり、祭礼なども盛大に実施されていた。

尾去沢銅山でも、明治二年には神仏分離が開始され、それによってそれまで別当として神社の神事に関与してきた修験者が神職に転じることとなった。また、明治四（一八七一）年には鉾山内の神社の検分が実施され、神仏分離が進められた。ただし、鉾山内では山神宮をはじめとした山内の諸神社が信仰の中心であったことなどもあり、神仏分離によって信仰の形態が強権的に変更されることはなかった。神仏分離後の祭礼には一部神事の簡略化等が見られるが、あくまで、山神宮をはじめ、諸神社との密接な関係は明治四年段階においても継続していた。

以上から、盛岡藩において神仏分離を行う上で影響を与えた要因として、第一に、近世期以来の領内における宗教のあり方、つまり、修験者が多数を占め、神職が少なく、それぞれの組織の成熟度にも差があることが挙げられる。第二に、戊辰戦争中に盛岡藩が幕府側につき敗れたこと、そしてその際に修験組織に基づいて修験隊が編成されていたことがあげられる。そのため、盛岡藩では戊辰戦争中に本格的に神仏分離を進めることはできず、また戊辰戦争後、神仏分離を進める際には、藩内における実力者である江刺恒久のもとに体制作りを急ぐことになり、藩も領内宗教者も、戊辰戦争の汚名返上を目指し、藩を挙げて神仏分離を行っていった。この時、神仏分離による僧侶・修験者の神職への転向は見られるが、基本的には持宮の変更、従来管理していた神社の神主への変更ということで、宗教者による大きな抵抗もなく進められた。また、在地の民衆にとっても、明治四年段階までに限っては、近世期と同様の信仰生活を送っており、神仏分離が民衆と諸寺社との関わりについて、大きな変化を及ぼすことはなかったと思われる。

なお、これ以後、近代神社制度の成立によって、神仏分離の際に神職に転じた旧僧侶・修験者がその後、どのように対応していくことになるのか、また、神道国教化政策・国民教化政策によって民衆と寺社との関わりがどのようなようになっていくのかについては、今後の課題としたい。

#### 【付記】

本稿執筆にあたり指導教官の弘前大学人文学部・大学院地域社会研究科教授の長谷川成一先生のご指導を賜りました。また弘前大学大学院地域社会研究科院生の市毛幹幸氏・土谷絃子氏、弘前大学大学院人文学部科学研究所院生の白石陸弥氏・伊野忠昭氏には大変お世話になりました。

深く感謝申し上げます。

#### 注

(1) 森毅『修験道霞識の史的研究』（名著出版 一九八九年）によって盛岡藩の修験道について総合的に研究がなされている。また、同氏「村落社会における社堂・叢祠の形態と機能」（『仏教民俗学大系7 寺と地域社会』名著出版 一九九二年）では、『御領分社堂』という史料をもとに、領内の修験者をはじめとした宗教者と在地の関わりについて論じている。

(2) 『岩手県史』第六巻 近代編一（岩手県 一九六二年）、『盛岡市史』第三巻（盛岡市 一九七九年）など。

(3) 田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』（清文堂 一九九七年）盛岡藩における修験組織について述べておく。藩による修験統制の形態としては、藩の通達はまず本山派惣録である自光坊へ下され、自光坊から領内各地の年行事へ、さらに年行事から個々の修験者（子院）に伝達されるというシステムがとられた。

各地の年行事は以下のように設定されていた。

志和・田名部・鹿角年行事	自光坊
花巻年行事	一明院
五戸年行事	多門院
雫石年行事	円蔵院
三閉伊年行事	寿松院
岩手年行事	西福院
一戸年行事	吉祥院
遠野年行事	大徳院
三戸年行事	威徳院
二戸年行事	三光院

(5) 宝暦期に作成された『御領分社堂』（岩田書院 二〇〇一年）には、領内総

- 計二三〇五の社堂の記載が見られる。その内訳は修験持六九二社・神職持四〇社・寺院持三二七社・俗別当持一二四三社である。これらの半数を占める俗別当持一二四三社に対し俗別当として一一二〇名の名前が記されている。『御領分社堂』には俗別当の存在が多数記されているが、盛岡藩では俗別当の社堂には修験者の介在が認められるという(森毅「村落社会における社堂・叢祠の形態と機能」)。そもそも俗別当とは、通常は百姓身分の俗人でありながら、自村の身近な社堂を管理するいわば半人前の宗教者であった。そのため、社堂の草創に際しては、近在の修験者を遷宮導師を迎えることが多かったという。この後、近世後期から幕末にかけてこのような俗別当の專業化が進むが、基本的には近世期においては在地の小社の多くは修験・僧侶が管理していた。
- (6) 『覚書』慶応元年十二月二十九日条(『家老席日誌 覚書』慶応編(東洋書院 二〇〇〇年)四一〇頁、以下『覚書』慶応編と記す。)
- (7) 近藤喜博編『白川家門人帳』(清文堂 一九七二年 四八〇頁)
- (8) 近藤喜博編『白川家門人帳』
- (9) 『覚書』慶応二年三月二十四日条(『覚書』慶応編 四七三頁)
- (10) 『覚書』慶応三年八月十日条(『覚書』慶応編 八二〇頁)
- (11) 『覚書』慶応二年八月二日条(『覚書』慶応編 五五〇頁)
- (12) 『覚書』明治元年五月十二日条(『家老席日誌 覚書』明治編(東洋書院 二〇〇〇年)三〇七頁、以下『覚書』明治編と記す。)
- (13) 『覚書』明治元年七月九日条(『覚書』明治編 三七二〜三七三頁)
- (14) 『覚書』明治元年閏四月二十七日条(『覚書』明治編 二九一頁)
- (15) 『覚書』明治元年閏四月二十九日条(『覚書』明治編 二九三頁)
- (16) 『覚書』明治元年五月十六日条(『覚書』明治編 三三三頁)
- (17) 『覚書』明治元年七月二十八日条(『覚書』明治編 三九七頁)
- (18) 田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』第四章
- (19) 『覚書』明治二年正月七日条(『覚書』明治編 五五七頁)
- (20) 寺社の役については長谷川成一「近世北奥大名と寺社」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』上 吉川弘文館 一九八四年)に詳しい。
- (21) 『覚書』明治元年五月二十八日条(『覚書』明治編 三三八頁)
- (22) 田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』第四章
- (23) 『覚書』明治元年九月十五日条(『覚書』四四二〜四四三頁)
- (24) 『覚書』明治二年二月十七日条(『覚書』五八八〜五八九頁)
- (25) 『覚書』明治二年四月二十三日条(『覚書』明治編 六四八〜六四九頁)
- (26) 『覚書』明治二年十一月二日条(『覚書』明治編 八二二〜八二六頁)
- (27) 『覚書』明治二年十一月七日条(『覚書』明治編 八二八頁)
- (28) 『覚書』明治二年五月十七日条(『覚書』明治編 六七七頁)・『覚書』明治二年五月十九日条(『覚書』明治編 六七八頁)
- (29) 『覚書』明治二年十一月十三日条(『覚書』明治編 八四〇頁)
- (30) 註二八の史料中、牡丹野政衛・栗谷川帛・工藤多喜治・津守盛・鱒沢成記・中里守衛・小林歳衛の七名が江刺恒久の門人であると考えられる(「江刺恒久門人名簿」(岩手県立図書館蔵)。
- (31) 「江刺恒久年譜」(岩手県立図書館蔵)
- (32) 『覚書』明治二年十二月二十二日条(『覚書』明治編 八六六頁)
- (33) 盛岡藩の平田派国学者は「気吹舎門人帳」に、菊池正古(天保元(一八三〇)年)・小保内宮司(安政四(一八五七)年)・小保内常陸(元治元年)・江刺恒久(元治元年)・菊池勇左衛門(元治元年)・中島市郎(慶応二(一八六六)年)の六人がみられ、すべて平田没後門人である(『青森県史』資料編 学芸関係(青森県 二〇〇四年)巻末の表五「気吹舎門人帳」)。
- (34) 「江刺恒久門人名簿」(岩手県立図書館蔵)
- (35) 『覚書』明治二年十二月十四日条(『覚書』明治編 八六一頁)
- (36) 『覚書』明治二年三月二十日条(『覚書』明治編 六一七頁)
- (37) 「江刺恒久門人名簿」(岩手県立図書館蔵)
- (38) 「稗貫郡新堀村諏訪神社々記」明治三年四月 棟札(岩手県立図書館蔵)
- 今般御布告ニ付神祇官員御檢分相濟改正也  
社寺御役人 村長

- 江刺大属 理惣治  
土前大属 副村長  
五日市権小属 甚内  
沢田権小属 三十郎  
長八
- とあり、江刺大属・沢田権小属の他に、土前大属・五日市権小属の名が見られる。
- (39) 「明治三年大釜村御村御用日記留」明治三年六月(岩手県立図書館蔵)  
(40) 「明治三年大釜村御村御用日記留」明治三年七月十三日(岩手県立図書館蔵)  
(41) 「明治三年同四年日記覚」明治三年四月(岩手県立図書館蔵)  
(42) 「明治三年同四年日記覚」明治三年四月(岩手県立図書館蔵)  
(43) 「明治三年大釜村御村御用日記留」明治三年八月(岩手県立図書館蔵)  
(44) 「霊祭略誌」(岩手県立図書館蔵)  
(45) 「盛岡神祇職 葬祭略式」(岩手県立図書館蔵)  
(46) 「葬祭略式」(岩手県立図書館蔵)  
(47) 古川躬行(文化七(二八一〇)年〜明治十六(二八八三)年)  
幕末維新期の国学者・神職。文化七年江戸に生まれた。平田鉄胤の門人で、白川伯家関東執役を勤め、明治維新後も枚岡神社大宮司、内務省九等出仕などを歴任。明治十六年に死去。享年七十四歳。著書に「喪儀略」「散記」「鳴弦原由」がある(國學院大学日本文化研究所『縮刷版 神道辞典』弘文堂 一九九九年 五二九頁)。  
(48) 「盛岡藩自費祭上申」明治三年六月(村上専精・辻善之助・鷺尾順敬編『新編明治維新神仏分離史料』第二卷 東北編・関東編(一)(名著出版 二〇〇一年) 一二頁)  
(49) 田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』第二章  
(50) 「盛岡ニ於て維新後廃止せられたる寺院並神社調査」(盛岡市中央公民館蔵)  
(51) 「本末寺号其外明細帳」(「社寺取調類纂」四〇四・四〇五(雄松堂 マイクロフィルム))
- (52) 「盛岡ニ於て維新後廃止せられたる寺院並神社調査」(盛岡市中央公民館蔵)  
(53) ここで記された真言宗新義派の寺院である中台院は、「明治三年同四年日記覚」に見られる忠明院を指すものと思われる。  
(54) 四八二「篤焉家訓」卷十二 寺院之卷(『青森県史』資料編 近世四(青森県 二〇〇三年) 五一三〜五一四頁)  
(55) 「慶応四年御触書附留」(『宮古市史』資料集 九・二(宮古市 一九九六年) 六〇二〜三頁)  
(56) 「奉仕社頭之儀明細覚」明治二年七月(『宮古市史』資料集 九・一(宮古市 一九九六年) 三三三〜三四頁)  
(57) 四八三「篤焉家訓」卷十二 寺院之卷(『青森県史』資料編 近世四 五一四〜五三五頁)  
(58) 明治三年二月「乍恐以書付願上候」(『宮古市史』資料集 九・一 六八七〜六八八頁)  
明治三年二月 乍恐以書付願上候  
羽黒山寂光寺末派  
陸中国閉伊郡年行事寿松院支配  
閉伊郡宮古通和井内村円珠院改 奉仕神主
- 一、手力雄命 折磯円  
代々修験者にて相統罷在候処、先般依御沙汰已七月奉仕神主ニ転職仕、盛岡県御役所え明細書奉差上置候得共、今般梅太郎卜改帰農致度奉存候、何卒御憐愍を以右願之通御聞濟被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、乍恐此段以書付奉願上候、以上、  
(後略)
- 円珠院(改名後、折磯円)は神仏分離の際に神職に転じたが、明治三年二月に帰農を願ひ出ている。県はこの願ひを許可している。帰農の理由は、「相統可仕様無御座」とされている(同史料後略部)。この時期の修験者の帰農願

- いはこの一例のみしか見られない。そのため、これだけでは神仏分離を背景とした修験者の困窮によるものかは判然としない。
- (59) 尾去沢銅山の位置する鹿角郡は明治初年から所属がたびたび移り、盛岡県・九戸県・江刺県を経て明治四年十二月十三日に秋田県へ編入されることになる。
- (60) 麓三郎『白根・尾去沢鉾山史』（勁草書房 一九六四年）、阿保（吉城）文雄「近世における鉾山経営―秋田南部両藩の場合―」（『秋大史学』第一号 一九五二年）、同氏「近世における鉾山経営の実証的研究―秋田南部両藩の場合―」（『秋大史学』第三号 一九五三年）、同氏「近世における藩財政の基礎構造―東国諸鉾山を例として―」（『秋大史学』第七号 一九五六年）、小石川透「盛岡藩における銅山直轄経営について―藩財政との関わりから―」（『弘前大学國史研究』第一〇九号 二〇〇〇年）。その他、自治体史では『鹿角市史』第二巻 上（鹿角市 一九八六年）、『鹿角市史』第二巻 下（鹿角市 一九八七年）の中で尾去沢銅山について述べられている。
- (61) 荻慎一郎「近世鉾山社会史の研究」第十三章（思文閣出版 一九九六年）、長谷川成一「延宝・天和期の陸奥国尾太銀銅山―津軽領御手山の繁栄と衰退―」（弘前大学人文学部『人文社会論叢』（人文科学篇）第十二号 二〇〇四年）、土谷絃子「阿仁鉾山二ノ又山全図」の解析・考察を中心とした「秋田阿仁銀山之絵図」（弘前大学附属図書館蔵）の研究」（『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第二号 二〇〇五年）・同氏「鉾山における神社と祭祀に関する一考察―近世後期の秋田領鉾山の山神宮を中心に―」（『日本鉾山史研究』第五二号 二〇〇六年）
- (62) この他にも、尾去沢銅山内には煙稲荷社・薬師堂・獅子沢神明社・獅子沢稲荷社・獅子沢疱瘡神・妻乞稲荷・笹小屋稲荷・獅子堂・立山山神と多くの社堂が点在していたとされる（『鹿角市史』第二巻 下 四二三頁）。
- (63) 「あつめ草」文久三年二月十一日条（『鹿角市史資料編』第二集 鹿角市 一九八〇年 六頁）
- (64) 「あつめ草」文久三年四月二十六日条（『鹿角市史資料編』第二集 一二頁）
- (65) 「あつめ草」文久三年六月二十二日条（『鹿角市史資料編』第二集 一七頁）
- (66) 「あつめ草」文久三年十二月十一日条（『鹿角市史資料編』第二集 二七頁）
- (67) 「あつめ草」文久三年十二月二十二日条（『鹿角市史資料編』第二集 二八頁）
- (68) 「あつめ草」文久三年六月十六日条（『鹿角市史資料編』第二集 一七頁）
- (69) 「あつめ草」明治二年八月二十九日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一五頁）
- (70) 「あつめ草」明治三年正月二日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一七頁）
- (71) 「あつめ草」明治四年五月十七日条（『鹿角市史資料編』第二集 一二三頁）
- (72) 「あつめ草」明治三年正月二十五日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一八頁）
- (73) 「あつめ草」明治三年五月十二日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一九頁）
- (74) 「あつめ草」明治四年五月十一日条（『鹿角市史資料編』第二集 一二二頁）
- (75) 「あつめ草」明治三年二月十四日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一八頁）
- (76) 「あつめ草」明治三年二月二十六日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一八頁）
- (77) 「あつめ草」明治三年四月十三日条（『鹿角市史資料編』第二集 一一九頁）
- (78) 「あつめ草」明治四年正月二日条（『鹿角市史資料編』第二集 一二二頁）



## “Shinbutubunri” (the separation of Buddhism and Shintoism) in “Morioka Han” (盛岡藩)

Yuzuru IWAMORI

### Abstract :

This is a study of “Shinbutubunri” (神仏分離) in Morioka Han. In the first year of Meiji Era, “Shinbutubunri” carried out. “Shinbutubunri” is one of important policy early Meiji Era. In Morioka Han, there were many “Shugen” (修験) priests and a few Shinto priests in the Edo period.

In the first year of Keiou Era, the Shinto’s organization was composed. “Shimotomai Iwaminokami” (下斗米石見守) was the top of the organization. When “Boshin war” (戊辰戦争) started, Priests cooperated for Morioka Han. They gave money to Morioka Han. And “Shugen Priest Army” was organized by Morioka Han. During “Boshin war”, “Shinbutubunri” did not carry out in reality.

After the “Boshin war”, “Shinbutubunri” was started to execute in Morioka Han. The member of Shinto’s organization was composed of “Esashi Tsunehisa” (江刺恒久) who was a “Kokugakusya” (国学者) or a scholar of the Japanese classics and his pupils. And he taught “Kokugaku” (国学) at “Hanko” (藩校). “Esashi Tsunehisa” and his pupils were pushing forward with “Shinbutubunri” in Morioka Han. Morioka Han intended to be one shrine in one village.

For the “Shinbutubunri”, Buddhist priests and Shugen priests became Shinto priests. However, they were not in trouble. Because Morioka Han gave them Shinto shrines, and they managed it.

In the Edo period, there were many shrines in the “Osarizawa copper mine” (尾去沢銅山). People in the mine kept contact with priests and they had kept faith in Buddhism and Shinto. In spite of the “Shinbutubunri”, local people’s faith did not change in the Osarizawa copper mine. They did not attack the Buddhist priests and Shugen priests. And they did not destroy temples.

**Key words** : Morioka Han (盛岡藩), “Shinbutubunri” (神仏分離), “Esashi Tsunehisa” (江刺恒久), Local people’s faith